

鹿屋市グローバル人材海外研修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市グローバル人材海外研修事業補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、市が旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4に規定する旅行者をいう。）に直接支払う経費については、補助対象経費としない。

附 則

この要綱は、令和5年12月11日から施行する。